

2) 佐伯地域

佐伯地域においては、景観形成の目標である「水と緑に抱かれた魅力的な景観の保全と形成」の実現に向け、以下のような景観形成基準を定めます。



①届出対象行為の共通事項

事項	景観形成基準
基本的 遵守 事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。 2 行為地について、景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定を遵守すること。また、景観協定及びこれらに準ずる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
位置	1 自然公園法等に基づく指定地域、地域を代表する景勝地及びランドマーク等の周辺地域（以下、これらを総称して「景勝地等」という。）にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望及び、道路等の公共性の高い場所からの主要なランドマーク等への眺望の妨げにならないよう、行為地の選定にあたって、特に配慮すること。 2 行為地が、主要幹線道路又は鉄道（以下「主要道路等」という。）に近接する場合は、できる限り当該主要道路等から後退するなど、圧迫感を与えないように配慮するとともに、壁面の位置の連続性に配慮すること。 3 行為地が、やむを得ない理由により、優れた自然や歴史的建造物等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮したものとすること。 4 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とするよう配慮すること。
敷地の 緑化	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮すること。なお、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とすること。
その他	1 複数の建築物、工作物及び駐車場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。 2 駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。 3 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 4 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。 5 行為終了後は当該施設等の適正な維持管理を行い、四季を通じて良好な景観が維持されるよう努めること。

第V章 景観法に基づく事項

②建築物の建築等

事項	景観形成基準
高 さ	1 主要な展望地から景勝地等への眺望、又は景勝地等からの眺望を妨げることのない高さを検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。 2 主要道路等や展望地からの眺望において、山の稜線を乱さない高さとするよう配慮すること。
形 態	1 地域の景観に調和する形態とするよう配慮すること。 2 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態を工夫すること。 3 景勝地等からの眺望に圧迫感を与えないよう、建築物の高さ、壁面の面積等を総合的に検討し、周辺景観と調和した形態とするよう配慮すること。 4 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。
意 匠	1 地域の景観に調和する意匠とするよう配慮すること。 2 建築物の壁面設備及び屋上設備等は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫するように努めること。
色 彩	1 基調となる色彩は、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、この限りではない。 2 色あせしにくい塗料及び素材を使用し、適切な管理に努めること。 3 主要道路等、山頂、その他主要な展望地からの眺望も含めて遠景から近景に至る様々な方向からみた場合の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 4 背景または周辺に緑地等がある場合、基調となる色は、周辺に溶け込むよう、ベージュ系の色又は素材色とするとともに、単調な印象及び圧迫感を与えないため、単一の色による塗装は避けること。 5 アクセントとなる色にも、できる限り、彩度の高いものを使用せず、小面積で効果的に使用すること。 6 屋根には、黒、灰若しくは明度の低い有彩色又は石見瓦など地域の特性を特徴付ける素材の色を使用すること。
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとし、適正な維持管理に努めること。
そ の 他	1 敷地内の電線類の地中化にできる限り努めること。また、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにすること。 2 建築物等の外観の変更を行う場合は、素材、色彩等を慎重に検討し、より優れた景観が形成されるよう努めること。

③工作物の建設等

景観形成基準	
1	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。
2	山稜の近傍に設置等する工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 主要な展望地から眺望できる山の尾根付近には、できる限り設置しないこと。 (2) 安全防災上の理由がある場合を除き、地域の自然や山稜の色に溶け込んで目立たないよう、自然素材の色を使用する。自然素材の使用が困難な場合は、できる限り低明度の無彩色とすること。
3	擁壁等の工作物については、次のことも遵守すること。 (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。 (2) こう配はできる限り緩やかなものとする。こと。 (3) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (4) 自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

④開発行為 土地の開墾その他土地の形質の変更

事項	景観形成基準
変更後の形状	長大な法面又は擁壁等を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。 (1) こう配は、できる限り緩やかなものとする。こと。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮すること。 (3) 自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努めること。
その他	1 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 2 埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。 3 総合的な景観形成計画を策定の上、行為終了後の土地の所有者又は建築物の所有等を目的とする地上権、地役権若しくは賃借権等を有する者(当該行為地及び建築物の管理者を含む。)に対してその内容を遵守するよう要請すること。 4 調整池の造成にあたっては、周辺の景観と調和するよう位置及び形態等を工夫すること。 5 別荘地等のリゾート・レクリエーション地や、住宅団地等の開発にあたっては、特に、次のことに留意すること。 (1) 土地の造成及び立木の伐採は、必要最小限にとどめること。 (2) 道路の線形は、自然の地形を生かしたものとする。こと。 (3) 周辺からの眺望を妨げることをないよう、敷地境界部には、高木になる在来種により修景を行うこと。 (4) 住宅や別荘の分譲にあたっては、地域の風土に合った住宅地や別荘となるよう、必要に応じて分譲後の各々の敷地内における建築物の形態等及び建ぺい率並びに修景に関する事項などを定めた景観形成住民協定等の締結を促進すること。

第Ⅴ章 景観法に基づく事項

⑤土石等の採取、鉱物の掘採

事項	景観形成基準
遮へい	- 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。 - 敷地の周囲は、外側からみたときに違和感が生じないように修景を行い、周辺から中が見えないよう配慮すること。 塀、さく等により遮へいを行う場合は、落ち着いた色のある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として彩度の高い色の使用は避けること。
変更後の形状	- 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。 - 前項の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観形成基準
堆積の方法	- できる限り、主要な展望地、道路等から見えにくい位置とすること。 - 適切かつ整然とした堆積に努めること。
遮へい	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「遮へい」の基準に準ずる。
その他	「土石等の採取、鉱物の掘採」の項の「変更後の形状」の基準に準ずる。